

	種目	対象者	性能及び仕様	基準額	耐用年数	備考
1	歩行補助つえ(T字杖)	下肢又は体幹機能障害の手帳を所持している者(児)	T字型の一本杖。材質は木材・軽金属でできたもの	4,200	3年	
2	移動支援用具	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等を支援する用具であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年	基準内であれば複数の給付が可能である
3	移動用リフト	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、程度が1級又は2級相当のもの。	障害者(児)を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	257,500	8年	
4	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、程度が1級又は2級相当のもの。	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年	
5	入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、程度が1級又は2級相当のもの。 (入浴に当たって、家族等他の介助を要する者に限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	133,900	5年	
6	入浴補助用具	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害者(児)で、入浴に介助を必要とするもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、程度が1級又は2級相当のもの。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。(既存の浴槽では入浴できない場合は、簡易浴槽を含む)ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	5年	基準内であれば複数の給付が可能である
7	特殊寝台	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、程度が1級又は2級相当のもの。	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年	
8	体位変換器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、程度が1級又は2級相当のもの。 (下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。)	介護者が、障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年	
9	便器	原則として学齢児以上で下肢又は体幹機能障害の手帳を所持しており、既存の便器を使用できないもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので既存の便器を使用できないもの。	手すりのついた腰かけ式の便器又は和式を洋式にする腰掛便座、補高便座。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500	8年	
10	特殊尿器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、程度が1級相当のもの。(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	154,500	5年	
11	紙おむつ	3歳以上で、脳原性(先天性の脊椎障害を含む)による肢体不自由、又はぼうこう若しくは直腸機能障害の手帳を所持し、常に紙おむつを使用しているもの	基準額にはおしり拭きを含む。	12,000 (月額)	—	入所・入院中も可(注3)
12	収尿器	原則として、肢体不自由又はぼうこう機能障害の手帳を所持し、収尿器を必要とするもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、収尿器を必要とするもの	採尿器と蓄尿容器で構成されたもので尿瓶を除く。消耗品のみ給付も可能とする	17,000	1年	・入所・入院中も可(注3) ・特殊尿器との併給不可

	種目	対象者	性能及び仕様	基準額	耐用年数	備考
13	透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要とするもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。)	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100	5年	
14	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等のため体温調節機能を喪失したことにより外出困難なもの(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、医師により、体温調節機能を喪失したものと認められたもの。	障害者が容易に使用し得るもの	120,000	8年	
15	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要なもの、及び医師により測定が必要とされたもの。及び要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用しうるもの	150,000	5年	
16	特殊便器	① 原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの ② 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの ③ 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ④ 要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、程度が1級又は2級相当のもの	対象の①洗浄及び乾燥機能が付いたもので知的障害者(児)を介護している者が容易に操作し得るもの 対象の②洗浄及び乾燥機能により排便後の処理が可能なもの 対象の③介護用便座付きのもの	151,200	8年	
17	特殊マット	① 原則として3歳以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの ② 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの。(常時介護を要する者に限る。) ④ 要綱第1条に規定する疾病による障害のもので程度が1級相当のもの	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するもの	100,000	5年	
18	頭部保護帽	知的障害者(児)で障害の程度が最重度又は重度の手帳を所持しているもの、又は、下肢若しくは体幹機能障害の手帳を所持しているもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもので、転倒時に脱げることのない構造のもの A: スポンジ、革を主材料に製作したもの B: スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの	A 15,200 B 36,750	3年	入所・入院中も可(注3)
19	火災警報器	① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの ② 知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの(①、②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(日中独居を含む)に限る。) 難病患者で用具使用の対象に該当する者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し知らせ得るもの	31,000	8年	一世帯3個までとする
20	自動消火装置	① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの ② 知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの(①、②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(日中独居を含む)に限る。) 難病患者で用具使用の対象に該当する者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8年	

	種目	対象者	性能及び仕様	基準額	耐用年数	備考
21	人工喉頭	音声言語機能障害の手帳を所持し、喉頭を摘出したもの	失った喉頭の代わりに、発声を可能にするもの A: 笛式 B: 電動式(発声補助装置を含む)	A 8,100 B 70,100	3年	
22	携帯用会話補助装置Ⅰ	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で、音声言語の著しい障害を有するもの(気管切開し、人工呼吸器を装着しており、発声不能で、呼吸筋が完全に麻痺している呼吸器機能障害を有する者も含む)、又は要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	285,000	5年	入所・入院中も可(注3)
22	携帯用会話補助装置Ⅱ	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で、音声言語の著しい障害を有するもの(気管切開し、人工呼吸器を装着しており、発声不能で、呼吸筋が完全に麻痺している呼吸器機能障害を有する者も含む)、又は要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	75,000	5年	入所・入院中も可(注3)
23	酸素吸入装置	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。)、又は要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上相当のもの	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの	46,400	8年	
24	酸素ボンベ運搬車	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた者に限る。)、又は要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上相当のもの	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	8年	
25	空気清浄器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの。要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上相当のもの	障害者が容易に使用し得るもの	33,800	6年	
26	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害又は体幹機能障害の手帳を所持するもの、又は医師により他の障害を要因に常態として必要を認められた者。要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、吸入器を必要とするもの	障害者(児)又はその介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年	両方の機能が一体となった機器の基準額はそれぞれの基準額を合算したものとする
27	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害又は体幹機能障害の手帳を所持するもの、又は医師により他の障害を要因に常態として必要を認められた者。要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、吸引器を必要とするもの	障害者(児)又はその介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年	
28	蓄電池	在宅で人工呼吸器を使用し、目黒区災害時個別支援プランを策定している者(児)であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)が必要と認められるもの。要綱第1条に規定する疾病による障害のもの。	運搬可能で障害者(児)又はその介護者が容易に使用し得るもの	80,000	5年	
29	点字器	視覚障害の身体障害者手帳を所持しているもの	価格は鉄筆を含む A 標準型 B 携帯用	A 11,150 B 7,620	5年	入所・入院中も可(注3)

	種目	対象者	性能及び仕様	基準額	耐用年数	備考
30	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの(点字を使用できる者に限る。)	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	63,100	5年	入所・入院中も可(注3)
31	点字ディスプレイ	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が2級以上のもの(点字を使用できる者に限る。)	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	盲聾者 383,500 視覚障害者 318,000	5年	入所・入院中も可(注3)
32	点字図書	原則として学齢児以上の視覚障害者(児)で主に情報の入手を点字によっているものとする。別に定める「点字図書給付事業実施要綱」に基づき実施するものとする。	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	—	—	年間6タイトル又は24巻を限度とする(辞書等一括して購入しなければならないものを除く)
33	時計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの若しくは文字を拡大しても読むことができない3級のもの(音声時計は、触読式の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式 12,150 音声式 14,175	5年	
34	音声式体温計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの若しくは文字を拡大しても読むことができない3級のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5年	
35	体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの若しくは文字を拡大しても読むことができない3級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年	
36	ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの若しくは文字を拡大しても読むことができない3級のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音・再生又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	①録音再生機 85,000 ②再生専用機 48,000	5年	入所・入院中も可(注3)
37	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの	198,000	8年	
38	文字情報等読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	文字情報等を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	99,800	5年	
39	ICタグ読み上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	ICタグに録音した音声を読み上げる機能を有するもの	59,800	8年	
40	音響案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	音声案内誘導システムに信号を送信し音声による案内を受ける又は「歩行時間延長信号機用小型送信機能」を有するもの	10,500	8年	
41	電磁調理器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ① 視覚障害の程度が1級又は2級のもの、又は ② 上肢障害の程度が1級又は2級のもの、又は ③ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの ④ 要綱第1条に規定する疾病による障害のもの (①・②・③・④のいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	31,000	6年	

種目	対象者	性能及び仕様	基準額	耐用年数	備考
42 屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の程度が2級のもの(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(日中独居を含む)で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	8年	基準内であれば複数の給付が可能である
43 フラッシュベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障害の程度が3級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	12,400	8年	
44 携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚、音声又は言語機能障害の程度が3級以上のもの、要綱第1条に規定する疾病による障害のもの(気管切開し、人工呼吸器を装着しており、発声不能で、呼吸筋が完全に麻痺している呼吸器機能障害を有する者も含む)	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	5年	
45 会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障害の程度が4級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	38,200	5年	
46 情報受信装置	聴覚障害者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	5年	
47 聴覚障害者用通信装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚、音声又は言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの	ファクシミリ 15,000 テレビ電話 71,000	5年	入所・入院中も可(注3)
48 ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障害の手帳を所持し、ストマ装具を使用しているもの 要綱第1条に規定する疾病による障害のもので、ストマ装具を使用しているもの	袋を身体に密着させるもので、基準額には皮膚保護剤、固定用ベルト、サージカルテープ、剥離材、皮膚皮膜剤、パウチカバー、消臭剤を含む。	蓄便袋 8,860(月額) 蓄尿袋 11,640(月額)	—	入所・入院中も可(注3)
49 情報・通信支援用具	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、上肢機能障害の程度が1級若しくは2級の者、又は視覚障害の程度が1級若しくは2級の者であって、日常的にパーソナルコンピュータの周辺機器を使用し、単独での基本操作が可能になるもの	障害者向けのPC周辺機器やアプリケーションソフト	100,000	5年	・基準内であれば複数の給付が可能である ・入所・入院中も可(注3)
50 福祉電話	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた難聴者又は外出困難な者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(日中独居を含む)で、前年分の所得税が非課税の世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	83,300	—	貸与

注1: 対象者欄に規定する「原則として3歳以上」及び「原則として学齢児以上」の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 表記された年齢は、保護者の介護又は障害児の使用に当たっておおむね必要と認められる年齢であるが、真に必要性があれば、表記の年齢未満であっても対象として差し支えないものとする。

(2) 「原則として」の表記がない種目については、前号の取扱いとはできないものとする。

注2: 対象者欄に規定する「要綱第1条に規定する疾病による障害のもの」に対しては、保健師等の調査及び必要に応じて医師の意見書等の提出を求めることとする。

注3: 目黒区重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱第3条第1項第1号本文の規定にかかわらず、入所又は入院中においても給付等の対象とする。